

根本自治会規約

平成12年7月15日制定

平成26年4月19日改定

第1章 総 則

(名称及び事務所)

第 1 条 本会は、根本自治会と称し、事務所を市川市市川3丁目28番8号の根本自治会館内に置く。

(区 域)

第 2 条 本会の区域は、市川市4丁目全域及び市川3丁目26番、27番、28番とする。但し、27番のうちライオンズ・ステーション・プラザ（市川市市川3丁目27番20号）を除く。

第2章 目 的

(目 的)

第 3 条 本会は、民主主義の精神に基づき、地域的な活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡事務に関する事。
- (2) 地域の生活環境の改善及び向上に関する事。
- (3) 会員相互の親睦及び文化教養の向上に関する事。
- (4) 会員の福祉厚生に関する事。
- (5) 防災、防犯に関する事。
- (6) 会館施設の使用管理に関する事。
- (7) 表彰及び慶弔に関する事。
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

2 本会の目的と事業の推進を図るため部を設置することができる。

第3章 会 員

(会 員)

第 5 条 第2条に定める区域に住所を有する個人は、すべて本会の会員になることができる。

2 第1項に該当しない個人又は団体にあつては、本会の事業を賛助するため、賛助会員となることができる。

(会 費)

第 6 条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 会員に特別の事由がある場合は、会費を減免することができる。

3 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない

(入 会)

第 7 条 会員又は賛助会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出するものとする。

2 本会は、正当な理由がない限り、第2条に定める区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

(退 会)

第 8 条 会員又は賛助会員は、退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとする。

- (1) 本会の区域内に住所を有しなくなったとき。

(2) 死亡又は解散したとき。

(抛出金品の不返還)

第 9 条 退会した会員又は賛助会員が、既に納入した会費又は賛助会費及び抛出金品は返還しない。

第4章 役員

(役員)

第 10 条 本会は、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 会計 4名
- (4) 理事 15名
- (5) 監事 2名
- (6) 組長 各組1名

2 役員会において、必要と認めた場合は、顧問及び参与を置くことができる。

(役員を選出)

第 11 条 会長は、総会において選挙により選出する。

- 2 副会長、会計並びに監事は、総会において選出する。
- 3 理事は、各地区において選出する。
- 4 監事は、他の役員と兼ねることができない。

(役員職務)

第 12 条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 会計は、本会の会計事務を処理する。
- 4 監事は、本会の業務及び会計を監査する。
- 5 理事は、本会に必要な事項を審議し、これを会員に伝達する。
- 6 組長は、本会の会務に協力する。

(役員任期)

第 13 条 本会の役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは、役員会に諮り補充することができる。この場合において、補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、引き続き会員である場合に限り、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

(役員解任)

第 14 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決によりこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき。
- (2) 規約に違反し、或いは会の体面を汚す行為があると認めるとき。

第5章 会議

(会議の種類)

第 15 条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

- 2 総会は、通常総会と臨時総会とする。

(会議の構成)

第 16 条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(会議の機能)

第 17 条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画及び事業報告
- (2) 収支決算報告
- (3) 収支予算
- (4) その他必要な事項

(通常総会)

第 18 条 総会は、毎年 1 回開催する。

(臨時総会)

第 19 条 臨時総会は、役員会が必要と認めたとき又は、会員の 3 分の 1 以上若しくは、監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(役員会)

第 20 条 役員会は、原則的に年間 1 2 回開催し、その他会長が必要と認めたとき、又は役員現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときは開催する。

(招集)

第 21 条 総会及び役員会は、会長が招集する。

- 2 会長は、第 19 条の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 会長は、第 20 条の規定による請求があったときは、その日から、10 日以内に役員会を招集しなければならない。
- 4 総会及び役員会を招集するときは、会員に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって少なくとも開会日の 5 日前までに通知しなければならない。但し、役員会については、会長が緊急に開催する必要があると認めたときは、この限りではない。

(議長)

第 22 条 総会の議長は、その総会において、出席会員の中から選任する。

- 2 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第 23 条 会議は、総会においては、総会員の 2 分の 1、役員会においては、役員現在数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 24 条 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決する。

- 2 役員会の議事は、役員過半数をもって決する。
- 3 可否同数のときは、議長がこれを決する。この場合において議長は、会長として議決に加わる権利を有しない。

(書面表決)

第 25 条 会議にやむを得ない理由のため、出席できない会員及び役員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し又は、他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第 26 条 会議の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席した会員又は、役員の中からその会議において選出された議事録署名人 2 名以上が署名しなければならない。

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 27 条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成す

る。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第 28 条 資産は、会長が管理し、その方法は、役員会の議決により定める。

- 2 資産は、これを処分し、又は担保に供することができない。但し、やむを得ない理由があるときは、総会の議決を得て、これを処分し、又は、担保に供することができる。

(経費の支弁)

第 29 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第 30 条 本会の事業計画及び予算は、事業年度開始前に総会の議決により定める。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 31 条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を経て、事業年度終了後90日以内に総会の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第 32 条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年 3月31日に終わる。

第 7 章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第 33 条 この規約は、総会において総会員の4分の 3以上の同意を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第 34 条 本会が総会の決議に基づいて解散をする場合は、総会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

- 2 解散するときに存する残余財産は、総会の議決を経て、この会と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

第 8 章 雑 則

(備付け帳簿及び書類)

第 35 条 本会の事務所には、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 規約
- (2) 認可に関する書類
- (3) 役員に関する書類
- (4) 会員に関する書類
- (5) 総会及び役員会の議事録
- (6) 会員名簿
- (7) 資産台帳
- (8) 収支に関する帳簿
- (9) 財産目録
- (10) その他必要な書類及び帳簿

(委 任)

第 36 条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、役員会が別に定める。

附 則

〔施行期日〕

1 この規約は、平成 12年 7月 15日から施行する。

〔旧会則の廃止〕

2 昭和 42年 3月 26日施行の根本自治会会則は、廃止する。

〔経過措置〕

3 旧会則により選任され、新規約施行時に役員である者の任期は、旧規約の廃止にかかわらず、すでに選任されたときからの任期満了までの残存期間在任するものとする。

{認可地縁団体}

4 平成25年9月5日付けにて本会が認可地縁団体の資格を市川市長より取得したことにより、総則第 2 条を一部改定し、平成26年4月 19日より施行する。

平成 2 8 年度役職員一覧

役職名	氏名	住所	電話番号
会長	平野 誠一	市川4-3-12	373-5755
副会長	山本 次郎	市川4-10-20	371-5582
副会長	中岡 章	市川4-3-6	372-4395
副会長	武田 修	市川4-1-7	372-2380
理事	小林 雄樹	市川4-12-14	372-2351
理事	堀井 治視	市川4-9-12	371-5735
理事	小原 直樹	市川4-4-21	372-1312
理事	京本 恭尚	市川4-3-14	373-2055
理事	海宝 敏子	市川4-13-18	371-5614
理事	甲原 澄江	市川3-27-20	322-6206
理事	滝沢よう子	市川4-10-17	713-4512
監事	安蛭 幸男	市川4-10-24	372-2554
監事	光野 健一	市川4-10-20	371-1868

事務員		市川	
-----	--	----	--

修正 平成28年5月吉日

修正 平成29年10月吉日